

子ども・子育て支援事業計画における 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果について

1 概要

第1回子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会でお示した人口推計や令和5年10月に実施した「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果による基礎数値を基に、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定を行いました。

また、「(16) 児童育成支援拠点事業」及び「(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」については、令和8年度以降のニーズ量とその確保方策の算定を行いました。

2 再算定等の結果

(11) 放課後児童健全育成事業については、第2回会議の資料第1－4号において既に量の見込みの再算定結果と確保方策の比較を提示しております。

※ 本資料は、文京区子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）のP156～P171、「子ども・子育て支援事業計画」から抜粋した上で、再算定等の結果を加筆しています。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

（１）利用者支援事業

事業概要		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方		子ども家庭支援センター、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。 ●関連事業 1－1－1 文京区版ネウボラ事業 1－1－2 産前産後ケア事業 4－1－2 子ども家庭支援センター事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	こども家庭センター型	3か所 （子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と令和5年度実施の実態調査における地域子育て支援拠点事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を再算定しました。				
確保方策の考え方		地域団体による地域子育て支援拠点4か所と子育てひろば5か所で事業を実施します。 ●関連事業 5－1－1 地域団体による地域子育て支援拠点事業 5－1－2 子育てひろば事業 〈事業量の算定方法〉 地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。 また、子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上① （6年度）	80,282人	81,479人	84,823人	87,094人	89,723人
	再算定② （7年度）	77,033人	77,332人	78,984人	81,520人	84,008人
	②－①	▲3,249人	▲4,147人	▲5,839人	▲5,574人	▲5,715人
確保方策	地域団体による地域子育て支援拠点事業	4か所 （富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4地区に各1か所）				
	子育てひろば事業	5か所 （西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）				

(3) 妊婦健康診査

事業概要		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。 ●関連事業 1－2－1 妊婦健康診査				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上① （6年度）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
	再算定② （7年度）	1,691人	1,750人	1,807人	1,860人	1,916人
	②－①	▲145人	▲121人	▲124人	▲128人	▲129人
確保方策	妊娠・出産 への支援	実施場所：都内の委託医療機関等（病院、診療所等）				
		主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査等				
		実施時期：通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。 また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ●関連事業 1－1－6 乳児家庭全戸訪問事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上① （6年度）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
	再算定② （7年度）	1,691人	1,750人	1,807人	1,860人	1,916人
	②－①	▲145人	▲121人	▲124人	▲128人	▲129人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施				
		実施機関：2か所 （保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

(5) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要		養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。 また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。				
確保方策の考え方		児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭へ訪問支援者が居宅を訪問し、養育に関する相談支援を実施します。 地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。 ●関連事業 4－2－1 児童虐待防止ネットワークの充実 4－2－2 児童虐待防止対策事業				
確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	児童虐待防止ネットワークの充実	養育支援訪問支援者の訪問回数 72回／年				
		要保護児童対策地域協議会の開催				
		要保護児童対策地域協議会ＳＶ研修 ¹ の開催 5回／年				

¹ SV研修 要保護児童の対応に一定以上の業務経験と専門性を持ち、対応困難なケースの対応や進行管理等を行うことができるスーパーバイザーが、職員に支援方法についてアドバイス・指導を行う研修。

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業〔ショートステイ事業〕及び夜間養護等事業〔トワイライトステイ事業〕）です。
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を再算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業は利用者数の増減幅が大きいことから直近3か年（令和4年度～6年度）の平均利用人数から、子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は令和6年度の利用人数から、算定しました。
確保方策の考え方	区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。 利用希望期間が重なる等の理由で、希望する期間での利用ができない場合もあるため、新規開設等受け入れ枠の拡大に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 2-1-24 子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ） 〈事業量の算定方法〉 乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、$365日 \times 2施設 \times 1人 = 730人日/年$としました。 トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日/年としました。

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）						
ショート ステイ事業	計画上① （6年度）	537人	535人	535人	534人	531人
	再算定② （7年度）	671人	668人	662人	657人	650人
	②－①	134人	133人	127人	123人	119人
トワイライト ステイ事業	計画上① （6年度）	95人	95人	94人	94人	93人
	再算定② （7年度）	90人	89人	88人	87人	86人
	②－①	▲5人	▲6人	▲6人	▲7人	▲7人
確保方策						
ショートステイ事業		730人	730人	730人	730人	730人
トワイライトステイ事業		365人	365人	365人	365人	365人
[確保方策]-[ニーズ量]						
ショート ステイ事業	計画上① （6年度）	193人	195人	195人	196人	199人
	再算定② （7年度）	59人	62人	68人	73人	80人
	②－①	▲134人	▲133人	▲127人	▲123人	▲119人
トワイライト ステイ事業	計画上① （6年度）	270人	270人	271人	271人	272人
	再算定② （7年度）	275人	276人	277人	278人	279人
	②－①	5人	6人	6人	7人	7人

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を再算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、小学生を対象とした令和5年度の事業実績から、算定しました。
確保方策の考え方	文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。 ●関連事業 5-1-4 ファミリー・サポート・センター事業 〈事業量の算定方法〉 コロナ禍前5年間（平成27年度から令和元年度まで）の小学生を対象とした事業実績の平均を、令和7年度以降の事業量としました。

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）						
延利用児童数 小学校低学年	計画上① （6年度）	1,499人	1,445人	1,430人	1,370人	1,355人
	再算定② （7年度）	1,502人	1,454人	1,421人	1,368人	1,341人
	②－①	3人	9人	▲9人	▲2人	▲14人
延利用児童数 小学校高学年	計画上① （6年度）	273人	284人	281人	280人	270人
	再算定② （7年度）	309人	320人	318人	316人	306人
	②－①	36人	36人	37人	36人	36人
合 計	計画上① （6年度）	1,772人	1,729人	1,711人	1,650人	1,625人
	再算定② （7年度）	1,811人	1,774人	1,739人	1,684人	1,647人
	②－①	39人	45人	28人	34人	22人
確保方策						
ファミリー・サポート・ センター事業		1,890人	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人
[確保方策]-[ニーズ量]						
ファミリー・ サポート・セ ンター事業	計画上① （6年度）	118人	161人	179人	240人	265人
	再算定② （7年度）	79人	116人	151人	206人	243人
	②－①	▲39人	▲45人	▲28人	▲34人	▲22人

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
------	--

〈一時預かり事業（幼稚園型）〉

量の見込み（ニーズ量） の算定方法	将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を再算定しました。
確保方策の考え方	区立幼稚園・幼稚園型認定こども園全園にて、在園児を対象に、教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、私立幼稚園においても、預かり保育を実施します（各園で実施内容は異なる。）。 ●関連事業 2-1-13 区立幼稚園等の預かり保育 〈事業量の算定方法〉 ・区立幼稚園・幼稚園型認定こども園：登録利用については、全園登録人数×実施日数とし、一時利用については、利用者×実施園数×実施日数とし、事業量を算定しました。 ・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、令和5年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）						
一時利用の 預かり保育	計画上① （6年度）	19,761人	19,542人	19,323人	19,849人	20,209人
	再算定② （7年度）	19,652人	19,253人	19,087人	19,062人	19,129人
	②－①	▲109人	▲289人	▲236人	▲787人	▲1,080人
定期利用の 預かり保育	計画上① （6年度）	173,715人	171,793人	169,870人	174,491人	177,654人
	再算定② （7年度）	172,754人	169,249人	167,792人	167,574人	168,164人
	②－①	▲961人	▲2,544人	▲2,078人	▲6,917人	▲9,490人
合 計	計画上① （6年度）	193,476人	191,335人	189,193人	194,340人	197,863人
	再算定② （7年度）	192,406人	188,502人	186,879人	186,636人	187,293人
	②－①	▲1,070人	▲2,833人	▲2,314人	▲7,704人	▲10,570人
確保方策						
区立幼稚園・幼稚園型 認定こども園での預か り保育		113,100人	113,100人	110,200人	110,200人	110,200人
私立幼稚園での 預かり保育		90,200人	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人
合 計		203,300人	203,300人	200,400人	200,400人	200,400人
[確保方策]-[ニーズ量]						
合計	計画上① （6年度）	9,824人	11,965人	11,207人	6,060人	2,537人
	再算定② （7年度）	10,894人	14,798人	13,521人	13,764人	13,107人
	②－①	1,070人	2,833人	2,314人	7,704人	10,570人

〈一時預かり事業（幼稚園型以外）〉

量の見込み（ニーズ量） の算定方法	将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を再算定しました。						
確保方策の考え方	4か所のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。 ●関連事業 <table border="0"> <tr> <td>2-1-20</td> <td>一時保育（キッズルーム）</td> </tr> <tr> <td>2-1-21</td> <td>区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育</td> </tr> <tr> <td>2-1-22</td> <td>幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育</td> </tr> </table> 〈事業量の算定方法〉 ・緊急一時保育、リフレッシュ時保育 年間事業実施日を288日（令和5年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、$41人 \times 288日 = 11,808人日$／年としました。 ・一時保育事業 キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（令和5年度実績）から事業量を算定しました。 ・キッズルームシビック $27人 \times 359日 = 9,693人日$／年 ・キッズルーム目白台 $12人 \times 292日 = 3,504人日$／年 ・キッズルームかごまち $14人 \times 292日 = 4,088人日$／年 ・キッズルーム茗荷谷 $17人 \times 292日 = 4,964人日$／年	2-1-20	一時保育（キッズルーム）	2-1-21	区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育	2-1-22	幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育
2-1-20	一時保育（キッズルーム）						
2-1-21	区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育						
2-1-22	幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育						

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）						
利用児童数	計画上① （6年度）	18,810人	18,855人	19,079人	19,592人	20,061人
	再算定② （7年度）	20,502人	20,277人	20,367人	20,659人	20,996人
	②－①	1,692人	1,422人	1,288人	1,067人	935人
確保方策						
緊急一時保育、 リフレッシュ一時保育		11,808人	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人
一時保育事業		22,249人	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人
合 計		34,057人	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人
[確保方策]-[ニーズ量]						
合計	計画上① （6年度）	15,247人	15,202人	14,978人	14,465人	13,996人
	再算定② （7年度）	13,555人	13,780人	13,690人	13,398人	13,061人
	②－①	▲1,692人	▲1,422人	▲1,288人	▲1,067人	▲935人

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における延長保育事業の利用意向割合から、ニーズ量を再算定しました。				
確保方策の考え方	全ての区立認可保育園（認定こども園を含む。）及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む。）において、延長保育事業を実施します。 ●関連事業 2－1－3 保育園延長保育 2－1－14 幼稚園型認定こども園延長保育 〈事業量の算定方法〉 ・区立認可保育園等：延長保育定員数の総数を、事業量として算定しました。 ・私立認可保育園等：私立認可保育園については、延長保育の事業量を1園15人（小規模保育事業は5人）とし、認証保育所については、年度により利用数変動するため、1か所当たりの事業量を10人とし、事業量を算定しました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）					
計画上①（6年度）	1,188人	1,192人	1,208人	1,240人	1,270人
再算定②（7年度）	1,161人	1,151人	1,158人	1,176人	1,196人
②－①	▲27人	▲41人	▲50人	▲64人	▲74人
確保方策					
区立認可保育園等の延長保育	429人	429人	465人	483人	483人
私立認可保育園等の延長保育	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人
合 計	1,699人	1,699人	1,735人	1,753人	1,753人
[確保方策]-[ニーズ量]					
計画上①（6年度）	511人	507人	527人	513人	483人
再算定②（7年度）	538人	548人	577人	577人	557人
②－①	27人	41人	50人	64人	74人

(10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む。）

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を再算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、令和6年度の実際の利用延べ人数から、算定しました。				
確保方策の考え方	区が委託する病児・病後児保育施設4か所で保育を実施します。病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由により保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分があると考えられます。これらを踏まえ、令和7年度から11年度までの間に、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 2－1－23 病児・病後児保育 〈事業量の算定方法〉 年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。 ・保坂病児保育ルーム 6人×240日＝1,440人日／年 ・順天堂病児・病後児ルーム「みつばち」6人×240日＝1,440人日／年 ・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」4人×240日＝ 960人日／年 ・ゆうひが丘春日病児保育ルーム6人×240日＝1,440人日／年				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）					
計画上①（6年度）	4,464人	4,408人	4,424人	4,430人	4,481人
再算定②（7年度）	5,108人	5,010人	4,980人	4,954人	4,969人
②－①	644人	602人	556人	524人	488人
確保方策					
病児・病後児保育	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人
[確保方策]－[ニーズ量]					
計画上①（6年度）	816人	872人	856人	850人	799人
再算定②（7年度）	172人	270人	300人	326人	311人
②－①	▲644人	▲602人	▲556人	▲524人	▲488人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

取組の方向性	子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。
--------	--

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

取組の方向性	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ量及び地域の実情を踏まえ、新たな確保方策が必要な場合には、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の巡回指導等、事業者に対する必要な支援を行います。
--------	--

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要		家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と過去3か年の利用実績等から、ニーズ量を再算定しました。				
確保方策の考え方		ネウボラ面接（妊婦面接）や乳幼児健診等を通して把握した、育児に不安や負担を抱える家庭や、ヤングケアラーがいるなどの要支援家庭に対し、適切なアセスメントのもと、家庭支援ヘルパーを派遣します。ヘルパーの派遣は要支援家庭への派遣実績のある事業者へ委託し、育児や家事など必要な支援を実施します。 ●関連事業 4－2－3 家庭支援ヘルパー事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上① （6年度）	780人	792人	804人	815人	826人
	再算定② （7年度）	780人	784人	787人	788人	790人
	②－①	0人	▲8人	▲17人	▲27人	▲36人
確保 方策	家庭支援ヘルパー 派遣事業	実施体制：ヘルパー派遣事業者 4社に委託				
		派遣回数：原則週1回 2時間/回 概ね6か月間				

(15) 親子関係形成支援事業

事業概要		児童との関わり方をはじめ、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と過去3か年の利用実績から、ニーズ量を再算定しました。				
確保方策の考え方		子育てに不安を抱える、3歳から小学6年生までの子どもがいる保護者等を対象に、子どもへの効果的な声かけや接し方などの親子の関係を育てるコミュニケーションスキルを学ぶための子育て支援講座「育児スキルトレーニング講座」を実施します。 また、1歳から2歳までの子どもがいる保護者を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学ぶための「NP（Nobody's Perfect）プログラム」を実施します。さらに、0歳児の育児が始まった早期の段階で、子育て仲間をつくり、育児の基本的な知識を学ぶことにより、虐待や産後うつ病などを未然に予防する「BPプログラム（ベビープログラム）」を実施します。 ●関連事業 4-1-2 子ども家庭支援センター事業 5-1-7 児童館の乳幼児プログラム				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	計画上①（6年度）	16人	17人	17人	17人	18人
	再算定②（7年度）	16人	17人	17人	17人	17人
	②-①	0人	0人	0人	0人	▲1人
確保方策	育児スキルトレーニング講座	実施回数：年2クール（1クール全7回、定員8人程度）				
	NPプログラム、BPプログラム	実施回数：NPプログラム年1回程度（定員12人程度） BPプログラム年3回程度（定員各10人程度）				

(16) 児童育成支援拠点事業

事業概要		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童等とその家庭の状況に合わせた適切な支援を行うことで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。			
量の見込み（ニーズ量） の算定方法		実際に利用することが想定される者の人数と、将来人口推計からニーズ量を算定しました。			
確保方策の考え方		事業の対象となると判断された小学生から高校生世代までの児童等に対して、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。			
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目		8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	6～17歳で利用可能性のある者	9人	9人	9人	9人
確保方策	児童育成支援拠点事業	10人	10人	10人	10人
[確保方策]-[ニーズ量]		1人	1人	1人	1人

(17) 産後ケア事業

事業概要		出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		医療機関や助産所等の施設に宿泊又は日帰りでケアを受ける宿泊型及び通所型、自宅に訪問する助産師からケアを受ける訪問型の事業を実施します。実施に当たっては、ニーズ量に対応する確保方策を整備します。 なお、今後の利用者の増加を見込み、宿泊型及び通所型を中心に更なる確保方策拡大に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 1－1－2 産前産後ケア事業				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	計画上①（6年度）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
	再算定②（7年度）	1,691人	1,750人	1,807人	1,860人	1,916人
	②－①	▲145人	▲121人	▲124人	▲128人	▲129人
確保方策	産後ケア事業	実施場所：指定医療機関・助産院（訪問型の場合は自宅等）				
		実施時期：通年				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要		全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。			
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と実態調査における定期的な預かり事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。			
確保方策の考え方		私立幼稚園、区立認可保育園、私立認可保育園、地域型保育事業所等の空きスペースや充足していない定員枠を活用し、乳児等通園支援事業を実施します。			
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目		8 年度	9 年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	0 歳児	19人	20人	20人	21人
	1 歳児	10人	11人	11人	11人
	2 歳児	8人	8人	8人	8人
	合 計	37人	39人	39人	40人
確保方策	区立認可 保育所	16人	16人	16人	16人
	私立認可 保育所等	21人	21人	21人	21人
	その他	18人	18人	18人	18人
	合 計	55人	55人	55人	55人
[確保方策]-[ニーズ量]		18人	16人	16人	15人

(19) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要		妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		妊娠届出数を推測し、面談機会の回数を乗ずることにより、ニーズ量を再算定しました。				
確保方策の考え方		保健師等専門職による妊婦へのネウボロ面接や乳児家庭全戸訪問事業等の機会に合わせて、妊婦等包括相談支援事業を実施します。 なお、更なる相談支援が必要な妊婦等には希望に応じた相談対応等を行い、適切に支援を行います。 ●関連事業 1－1－1 文京区版ネウボロ事業 1－1－6 乳児家庭全戸訪問				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	計画上① （6年度）	6,333回	6,456回	6,663回	6,858回	7,056回
	再算定② （7年度）	5,835回	6,039回	6,234回	6,417回	6,609回
	②－①	▲498回	▲417回	▲429回	▲441回	▲447回
確保 方策	妊婦等包括相談 支援事業	実施場所：保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所、妊婦自宅等				
		実施時期：通年				